平成２２年（フ）第３７８号
大分市牧３丁目２番21号
債務者　小林　　卓
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３９５号
大分市舞鶴町２丁目３番30号
債務者　田中　敦子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第９６号
鹿児島県鹿屋市寿７丁目６番県４―104号
債務者　時吉　敏朗
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第１９３号
奈良県大和郡山市稗田町13番地89
債務者　竹内　　睦
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１５号
奈良県生駒市西松ヶ丘13番24号
債務者　伊夫伎　操
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４６号
奈良市菅原町325番地　冨士美荘９号
債務者　平野　弘孝
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４７号
奈良市菅原町325番地　冨士美荘９号
債務者　平野　景子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５３号
島根県安来市汐手が丘５番15号
債務者　原　　靖子
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３３１号
大分市大字森885番地の41
債務者　阿部　芳子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３７６号
大分市下郡南５丁目８番６号　エーデルハイム203、住民票上の住所大分県中津市大字是則1278番地１　ベルメゾンＢ棟101号
債務者　田中　渉之
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８１号
富山市三上195番地１
債務者　米本　豊乃
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０５号
富山市西田地方町２丁目４番６号
債務者　澤田　宏明
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２０８号
富山市西公文名町７番14―205号　五葉マンション
債務者　京谷　兼次
1　決定年月日時　平成22年７月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１５号
青森市西滝２丁目21番11号
債務者　高杉　廣司
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１９５５号
名古屋市中村区小鴨町122番地　太国レジデンス202号
債務者　上田　勝紘
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４号
熊本県荒尾市宮内844番地６
債務者　野口麻衣子
1　決定年月日時　平成22年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月８日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２２年（フ）第１７８４号
横浜市瀬谷区南瀬谷１丁目24番地５　コズミックシティー南台第二Ｃ棟101号室
債務者　高木　俊文
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６１号
秋田県仙北郡美郷町六郷字北明天地187番地３
債務者　佐藤きよみ
1　決定年月日時　平成22年７月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月７日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部